

# 令和3年度第1回京都府いじめ防止対策推進委員会

日 時 令和3年9月27日（月）午前10時30分から正午まで

場 所 京都産業大学むすびわざ館 302 教室（Web 会議）

（京都市下京区中堂寺命婦町 1-10）

## 会議次第

1 開 会

2 説明事項

（1）前回委員会の概要について

（2）令和3年度京都府いじめ調査（1回目）結果について

3 重大事態について

4 閉 会

## 令和２年度第２回いじめ防止対策推進委員会 概要

1 日時 令和３年３月１日（月）午後２時３０分から同４時３０分

2 場所 京都産業大学 むすびわざ館３階３０１教室

3 出席者

【委員】６名（欠席１名）

【府教委】指導部長、学校教育課長、高校教育課長 他

【傍聴者】なし

4 概要

（事務局からの説明事項）

（１）前回委員会（令和２年度１回目）の概要

※ 説明：配付資料参照

※ 主な意見なし

（２）令和２年度京都府いじめ調査（２回目）の結果について

＜主な意見＞

※ ○は委員、●は事務局

- 市町（組合）教育委員会別の認知件数を示していることは大変ありがたいが、市町（組合）別の在籍人数や認知件数・解消件数を含めた結果はあるか。
- 調査が定着しており市町（組合）教育委員会ごとに調査に対する認識の差が若干ある。それを含めてこれから分析していかなければならない。また、コロナ禍における市町村別の感染状況によって、未調査の人数に影響があるのではないかと考えている。
- 市町（組合）教育委員会にもいじめ防止の委員会があるが、その委員会組織が主体となって、いじめ防止対策をコントロールしているのか。いじめの認知件数や解消件数を見て、どのように考えているのか。委員会組織として主体的に取り組む意識が低いのではないか。
- 京都府は広域であり、文化・伝統など多様である。府がいじめの状況をすべて把握するのは難しいと考える。いじめの調査を通じて、地域ごとの分析や防止策を丁寧にヒアリングしていただきたい。コロナ禍において苦労している児童生徒いれば、不登校やいじめ等、救われた児童生徒もいるのではないか。
- 市町（組合）教育委員会別の不登校児童生徒数も表に示していただきたい。いじめ

による不登校の状況も把握できるのではないか。

- 不登校児童生徒の全欠席者数は減っているが60日以上は増えている。総数では増加している。市町（組合）教育委員会と連携して、全教職員に配布した「不登校児童生徒支援ハンドブック」等を活用し、不登校の未然防止、早期対応を周知している。また、市町（組合）別の在籍児童生徒数を表に示すと発生率がわかってくる。発生率の高低を比較することが目的ではない。認知が多い、解消が少ないという議論にならないような示し方を考えていきたい。
- 市町（組合）教育委員会に研修等でいじめ防止を伝えていくことが大切ではないか。
- 京都府は調査が定着しているが、いじめ調査でアンケートだけをしていけばよいという形骸化も心配しており、研修会や生徒指導主任会議等で周知を図ってほしい。
- 1回目の追跡調査の解消率が高いが、久御山町と宮津市の解消の割合が低いようだが、分析ができているのか。また、記名や無記名の調査による認知件数に差があるのか。
- 調査の実施時期などによって差がある。また、無記名によってより本音で答えることができるが、記名の方がその後の対応はしやすいと考える。
- いじめ調査結果データで特徴的なところがあれば、委員会で報告していただき、府全体を改善できるようにしなければいけないと考える。
- 未調査者の児童生徒こそ、丁寧に調べないといけないと考える。未調査者がいないように学校に指導しているのか。
- 毎回の調査において、粘り強く全ての児童生徒に調査をするように、市町（組合）教育委員会に指導している。未調査者の数字が大きく減少していないが、調査できなかった児童生徒も多様で一人一人に合わせて調査や聴き取りを実施していかなければならない。また、スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーとも連携し、学校組織体制として調査を進めていきたい。

### （3）令和3年度京都府いじめ調査（案）について

#### ＜主な意見＞

- アンケートだけで「いじめか」、「いじめでないか」を判断すると認知にばらつきが生じる。アンケートを担当だけに任せるのではなく、組織として、スクリーニングする作業が必要である。いじめ認知を組織的に行うことで市町（組合）教育委員会や学年、学級によるばらつきが少なくなるのではないか。
- 学校のいじめ防止対策組織の対応が十分であるとは言えない状況にある。御指摘のとおり、いじめの認知においても組織的に対応していくことが必要であると考えている。今後、調査における留意点に記載できるよう検討していきたい。
- 「いじめは絶対にいけないこと」と答える児童生徒の割合が京都は低いのか。

- 平成 27 年度の資料であり、令和元年度の調査では「いじめは絶対にいけない」と回答した児童生徒は、小学校で 86.9%（全国 85.5%）、中学校で 78.8%（全国 78.3%）となっており、全国と比較しても京都府の児童生徒の意識が低いとは言えない。
- 実施要項にいじめアンケートの保存期間 5 年はいつからか。
- 府立高校は卒業後 5 年である。
- 市町（組合）ごとに決まっているのか。
- 市町（組合）ごとに行政文書の保存年限が条例で決まっている。
- 指導要録の保存年限と合わせる方がよいのではないか。検討をしていただきたい。

#### （４）令和 3 年度京都府いじめ防止等事業・施策（案）について

##### <主な意見>

- まなび・生活アドバイザーとスクールカウンセラーの役割は同じではない。令和 3 年度事業・施策の項目にソーシャルワークの視点が少ないのではないか。
- 京都府は歴史的な背景があり、中学校は社会福祉士だが小学校は教員OBが含まれている。ソーシャルワークの視点について、今後考えていく。
- 学校の先生は生活習慣も見ている。教員OBが活躍されるよりも、スクールソーシャルワーカーが活躍する方が健全ではないか。
- 社会福祉士は人材不足で採用不足している現状もある。今後、小学校のまなび・生活アドバイザーの役割について検討していく。
- スクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーがどのようにいじめの問題に関わっていくのか、今後、検討ができればよいと考える。
- 医療関係者がいじめの問題にどのように関わっていくのかも検討していただきたい。まなび・生活アドバイザーは外部と連携する人という意識を学校関係者は持つべきであると考えます。
- 「学校とスクールカウンセラーやまなび・生活アドバイザーが連携できているか。」という質問を教職員大学院生に聞くと、学校規模が大きいほど低くなる傾向がある。今後、児童生徒数や学校規模による配置を工夫する必要がある。
- 京都府はいじめ問題の対策として、心理や福祉の視点取り入れた施策を考えていく必要がある。また、不登校児童生徒拠点整備事業の成果も報告していただきたい。

#### その他

◎いじめの防止等のために～教職員用ハンドブック～（改定）について

##### <主な意見>

- 「いじめの態様で抵触する可能性のある刑罰法規」（P2）について、示している点はよいと考える。しかし、児童生徒が 14 歳未満であるか等、問題行動を指導する上で考える必要があり、14 歳以上なら少年法との関係もある。いじめの指導と生徒指導を

区別して示し、関係機関との連携も意識する必要がある。

「特に配慮が必要な児童生徒への対応」(P 6) について、児童生徒との特性を理解するだけでなく、専門的な知識を持つ者のアセスメントが必要であることを示す必要がある。

さらに、グラフ「いじめの発見のきっかけ」(P 8) について、「アンケート調査などの取組」以外は京都府が低いという指摘が、現場の先生方がいじめを発見できないと示している点が気になる。

「いじめへの組織的な対処の流れ(例)」(P 12) の①「認知と発見」は「発見と報告」ではないか。いじめを発見したら、すぐに報告となるように記載すべき。

「スクールカウンセラーとまなび・生活アドバイザーの役割」(P 16) について、その役割を整理してほしい。アセスメントは心理も福祉も含めた総合的なものである。

- 医療機関と連携するためのキーパーソンが学校にいるとよい。医療の役割を知り、医療との連携を重視してほしい。
- いじめられた児童生徒、いじめた児童生徒について、進級・進学するとき、指導の経過や連携、配慮について、どこかに示しておく方がよい。
- 様々な意見を精査して、対応していただきたい。

別紙1

令和3年度いじめ調査の実施について (概要)

1 調査の目的

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害する人権侵害であり、どの子どもにも、どの学校でも起こりうるものである。本調査は、いじめの実態把握を行うことにより、早期発見・早期対応に繋げていくことを目的とする。

2 調査対象

府内の全公立小学校・中学校・義務教育学校・高等学校・特別支援学校の児童生徒 (京都市立学校を除く。)

3 調査方法

- 学校は、全ての児童生徒を対象にいじめのアンケートと個別の聞き取り調査を実施する。
- ※ アンケートについては、原則として記名式とするが、児童生徒が氏名を書かない選択肢を残すこととする。なお、市町(組合)教育委員会の判断により無記名も可とする。
  - ※ 特別支援学校の児童生徒及び小学校1・2・3年生に対しては、アンケートによらない調査方法も可とする。
  - ※ 長期欠席者等については、家庭訪問等により、きめ細かな状況の把握に努めることとする。その場合、アンケートによらない調査方法も可とする。

4 調査の実施

- (1) 1回目及び2回目調査は3の調査方法により、市町(組合)教育委員会が定める期日までに実施する。
- (2) 1回目の調査の実施後は、アンケート・面談・日常の観察等、学校の実態に応じて令和4年1月末までに追跡調査を実施する。
- (3) 各学校における調査については、学校の実態に応じて適切な時期に実施する。

5 結果の集計

- (1) 調査により認知したいじめについて、次の項目で集計する。

認知	児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍しているなど当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であつて、当該行為の対象となつた児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 ※「兄弟間のいじわるやけんか、親に叱られた等家族の間で生じたケース」は除く。
解消	国の「いじめの防止等のための基本的な方針」におけるいじめが「解消している」状態に基づいて判断する。 いじめに係る行為が相当の期間止んでおり、被害児童生徒が心身の苦痛を感じていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。)
未解消	○次の3区分で集計する。 見守り：いじめに係る行為が止んでおり、被害児童生徒も心身の苦痛を感じていないが、行為が止んでから相当の期間が経っていないもの。(相当の期間とは、少なくとも3カ月を目安とする。) 要支援：いじめに係る行為は止んでいるが、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。 要指導：いじめに係る行為が止んでおらず、被害児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。
重大事態	「いじめ防止対策推進法」第28条第1項に定める事態 ①いじめにより当該学校に在籍する児童生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるもの。 ②いじめにより当該学校に在籍する児童生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるもの。(「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。) 「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」(平成29年3月 文部科学省) ※児童生徒や保護者からいじめにより重大な被害が生じたという申し立てがあつた場合には、重大事態が発生したもつとして、報告・調査等に当たること。

- (2) 項目ごとに「件数」を集計する。また、認知及び重大事態の「態様」について集計する。
- (3) 集計には、アンケート等で把握したもの他に、教職員が日常的に把握したものも含むものとする。

6 結果の公表

- (1) 学校は、調査結果について、スクールカウンセラー、まなび・生活アドバイザー、学校運営協議会等の視点を取り入れた検証を行うとともに、学校だより等を活用して保護者に結果を知らせる等、学校、家庭、地域が連携していじめ問題に取り組むよう努める。
- (2) この調査の報告結果については、原則公表するものとする。

別紙2

令和3年度いじめ調査(1回目)の結果について(小・中・義務教育学校)

1 アンケートの実施状況

(1) 対象児童生徒数等

(単位:人)

	学校数	在籍者数	調査数	未調査者数		前年から継続して未調査者数(内数)
				家庭訪問による調査(内数)		
小学校	198	57,848	57,575	44	273	172
中学校	96	29,509	29,250	240	259	74
合計	294	87,357	86,825	284	532	246

(2) アンケート方法

(単位:校)

	小学校		中学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	168	17	81	11
無記名式	13	0	3	1
合計	181	17	84	12

2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	小学校						中学校					
	認知	解消	未解消			重大事態	認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導				見守り	要支援	要指導	
府立							9	0	8	1	0	0
向日市	585	23	349	61	152	0	91	5	74	9	3	0
長岡京市	915	8	455	162	290	0	67	6	31	11	19	0
大山崎町	90	0	60	14	16	0	6	0	6	0	0	0
宇治市	1,094	132	682	121	159	0	96	2	56	21	17	0
城陽市	664	16	391	92	165	0	64	1	41	15	7	0
八幡市	484	48	245	92	99	0	49	0	24	12	13	0
京田辺市	590	0	410	82	98	0	70	1	60	6	3	0
木津川市	972	1	902	48	21	0	66	0	64	2	0	0
久御山町	131	3	81	19	28	0	21	0	9	4	8	0
井手町	47	0	47	0	0	0	8	0	8	0	0	0
宇治田原町	18	0	4	10	4	0	18	2	3	7	6	0
精華町	381	3	316	36	26	0	22	11	10	1	0	0
相楽東部連合	30	0	5	21	4	0	0	0	0	0	0	0
亀岡市	612	7	451	96	58	0	57	5	39	8	5	0
南丹市	21	0	12	7	2	0	29	2	21	6	0	0
京丹波町	52	0	49	3	0	0	9	0	8	0	1	0
綾部市	321	0	230	44	47	0	18	0	15	0	3	0
福知山市	692	11	451	105	125	0	51	8	25	7	11	0
舞鶴市	765	0	679	80	6	0	106	0	80	26	0	0
宮津市	136	0	92	40	4	0	35	2	14	4	15	0
京丹後市	372	8	311	37	16	0	28	0	27	1	0	0
伊根町	12	2	10	0	0	0	0	0	0	0	0	0
与謝野町	124	0	93	13	18	0	18	0	14	4	0	0
中学校組合							16	0	14	0	2	0
合計	9,108	262	6,325	1,183	1,338	0	954	45	651	145	113	0

3 いじめの態様

(単位:件/複数回答可)

態様	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
小学校	4,999	1,666	2,377	1,042	246	522	1,099	220	657	12,828
中学校	615	119	168	51	8	32	69	55	70	1,187

- ①冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ②仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤金品をたかられる。
- ⑥金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨その他

4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	小学校	中学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	28	45
保護者や児童生徒が調査に応じられる状況にない。	66	95
フリースクール等の学校以外の施設に通所	163	100
病気・入院等により調査ができない。	4	16
その他	12	3
合計	273	259

# 令和3年度いじめ調査(1回目)の結果について(府立特別支援学校・高等学校)

## 1 アンケート調査の状況

(1) 対象児童生徒数等 (単位:人)

	在籍者数	調査数	家庭訪問等による調査(内数)	未調査数	
				前回から連続して未調査の数(内数)	
高校	29,764	29,696	46	68	3
特別支援	1,704	1,699	0	5	2
合計	31,468	31,395	46	73	5

(2) アンケート方法 (単位:校)

	高校		特別支援学校	
	府様式	独自様式	府様式	独自様式
記名式	48	2	35	3
無記名式	0	0	0	0
合計	48	2	35	3

※特別支援学校については、小、中、高等部の発達段階に応じて、様式がそれぞれ異なる場合があり、11校以上となっている。

## 2 認知件数及び解消・未解消件数

(単位:件)

	認知	解消	未解消			重大事態
			見守り	要支援	要指導	
高校(全日制)	183	8	95	54	26	1
高校(定時制)	29	0	8	13	8	0
高校(通信制)	3	0	3	0	0	0
高校合計	215	8	106	67	34	1
特別支援学校	91	4	45	21	21	0

## 3 いじめの態様

(単位:件)

	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	合計
高校(全日制)	119	18	19	6	4	18	4	23	28	239
高校(定時制)	17	8	1	1	1	5	1	4	4	42
高校(通信制)	2	0	0	1	0	0	0	0	0	3
高校合計	138	26	20	8	5	23	5	27	32	284
特別支援学校	40	13	17	13	1	1	11	9	6	111

※ いじめの態様については、複数回答可

- ① ひやかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶたれたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話・スマートフォンで、誹謗中傷や嫌なことをされる。
- ⑨ その他

## 4 未調査者の状況

(単位:人)

理由	全日制	定時制	通信制	特支学校
保護者、生徒とも居所不明	0	0	—	0
保護者とは接触できるが、本人に会うことができず、その状況が把握できない。	17	3	—	0
保護者や生徒が調査に応じられる状況にない。	19	2	—	3
フリースクール等の学校以外の施設に通所	1	0	—	0
進路変更(転学・退学)の手続き中である。	9	0	—	0
休学中、または休学の手続き中である。	3	3	—	0
施設に入所中である。	0	0	—	0
留学中である。	0	0	—	0
本人の心身が不安定なため、調査に応じられない。	5	1	—	0
病気・入院等により調査ができない。	5	0	—	1
その他	0	0	—	1
合計	59	9	※	5

※ 通信制はスクーリング受講生徒のみを調査対象としている



